



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

環境保全

ぎふ

VOL. 80

・発行・
平成21年
10月29日

◆協会設立20周年記念特集



協会設立20周年記念特集

あいさつ	協会設立20周年を迎えて	
	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長	坂 志郎 … 2
祝 辞	協会設立20周年に寄せて	岐阜県知事 古田 肇 … 3
		岐阜県議会議長 早川 捷也 … 4
		岐阜市長 細江 茂光 … 5
		(社)全国産業廃棄物連合会会長 國中 賢吉 … 6
特 集	協会設立20年のあゆみ	… 7
	感謝状受賞者名簿	… 17

行政ニュース	産業廃棄物処理分野における温暖化対策について	
		岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 20
振興局だより	恵那地域における環境創出協定について	
		岐阜県東濃振興局恵那事務所 … 28
シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題とその対策	
		本巣市長 藤原 勉 … 30
協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会	
	理事会の開催	… 31
	委員会の開催	… 31
	巡回指導・パトロールの実施	… 32
	青年部会の動向	… 32
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	全国正会員事務局責任者会議の開催	… 33
	中部地域協議会	
	第1回全体会議の開催	… 33
	第2回専務理事会議の開催	… 33
	産業廃棄物処理関係講習会の実施状況	… 33
	新規加入会員の紹介	… 34
お知らせ	許可の有効期限にご注意	… 35
	協会への入会のおすすめ	… 36
	電子マニフェストシステムの加入申込み	… 37
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	… 38
編集後記		… 40

表紙写真 「咲き競う」(羽島市) ……………… フォト飛水 毛利秋生

祝　　辞



岐阜市長 細江茂光

社団法人岐阜県産業環境保全協会設立20周年を祝し、ご挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃より産業廃棄物の適正処理の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岐阜市は、平成21年7月1日で市制120年を向かえ、今年を新しく生まれ変わるために、高く舞い上がるという意味を込めて、「飛翔」の年と位置付けて各施策に取り組んでおります。本市は自然の姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鵜飼の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市であり、長良川と金華山は今も昔も岐阜市のシンボルです。これらに代表される自然環境は、過去の世代から受け継いだ貴重な財産であり、将来の世代に引き継いでいかなければならぬと考えております。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費及び大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負担をかけ、地球環境への影響を与えていいることもまた事実です。

このような状況下で、私たち一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければなりません。市民・事業者・環境保全団体・行政のすべてがそれぞれの役割を担い、協力し合って、人と自然が共生する豊かな「環境都市ぎふ」の実現を目指して取り組んでいきたいと考えております。

産業廃棄物排出事業者・産業廃棄物処理業者の皆様で構成される貴協会におかれましては、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的利用を図り市民の福祉向上に寄与されていることに感謝いたします。今後とも産業廃棄物の適正処理及び循環型社会構築のためのリサイクルを推進し、環境保全のリーダーとしてご尽力されることにご期待申し上げます。

貴協会が20年という節目を迎えたことをお慶び申し上げるとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝をお祈りいたします。

平成
3
年
度
/
4
年
度

あゆみ

平成3年度（1991）

- 平成3年6月17日 第4回通常総会開催（サンピア岐阜）
9月10日 「協会要覧（ぎふ保全協会報臨時増刊）」発行開始
9月13日 岐阜県との共催による「資源化シンポジウム」（岐阜市メモリアルセンター）
9月19日 (社)全国産業廃棄物連合会へ加入
10月5日 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が公布される
10月25日 「再生資源の利用の推進に関する法律」が施行される
平成4年3月23日 第5回通常総会開催（サンピア岐阜）



資源化シンポジウム

時局

8月には、いざなぎ景気の連続57ヵ月に並んだ。しかし湾岸戦争、さらにソ連の政変と内外経済を揺るがす事件が次々と発生し、膨張していたバブル経済が崩壊した。

平成4年度（1992）

- 平成4年5月28日 「産業廃棄物施設整備に関する検討チーム」を設置
6月5日 県の「美しいふるさと運動」に協賛して空き缶クリーンキャンペーンに参加
6月24日 第6回通常総会開催（岐阜県福祉・農業会館）
8月1日 産業廃棄物対策基金造成強化月間（8月1日～31日）を設定
9月17日 「ウエステック'92」視察研修（神戸ポートアイランド・31名参加）
11月4日 県の「地球環境まつり'92」（関市）の協賛事業として、同会場で「地球環境百科展」を開催（入場者1,600人）
12月14日 「施設整備に関する基本構想」の検討チーム案まとまる
平成5年3月22日 第7回通常総会開催（岐阜観光ホテル十八楼）



地球環境百科展は1,600人の入場者で賑わった

時局

バブル崩壊による景気減速の中で東京佐川急便の特別背任事件が政界を直撃。海外ではアメリカ大統領選で民主党のクリントン氏がブッシュ大統領を破って初当選した。

平成
15
年
度
/
16
年
度

あゆみ 平成15年度（2003）

- 平成15年 6月27日 第28回通常総会開催(岐阜グランドホテル)
7月9日 青年部会研修会(岐阜ルネッサンスホテル)
9月20日 「地球環境村ぎふフェア'03」協賛事業として会場で「ちびっこクイズ」
やリサイクル製品の配布を実施(岐阜アリーナ)
9月29日 青年部会臨時総会(レストラン富士)
タ 県の「空き缶クリーン・キャンペーン」で県庁周辺の清掃に参加
10月10日 「廃棄物処理施設」視察(三重リサイクルセンター・61名参加)
11月27日 「廃棄物処理法」法令実務者研修会(岐阜県水産会館・124名参加)
平成16年 3月18日 第29回通常総会開催(ウェルサンピア岐阜)



青年部が県の「空き缶クリーン・
キャンペーン」活動に参加

時局

アジアで猛威をふるった新型肺炎サーズも6月には世界保健機構の事実上の制圧宣言で沈静化。また一時7,000円台まで落ち込んだ東証株価も9,000円台まで回復した。

平成16年度（2004）

- 平成16年 6月25日 第30回通常総会開催(岐阜グランドホテル)
7月16日 「産業廃棄物処理施設」視察研修(豊川市リサイクルプラント・70名参加)
8月3日・6日・10日・20日・25日
県の「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーに参加 会員企業
が自社の処理施設を視察対象施設としてツアーリーに協力
11月9日 「廃棄物処理法とマニフェストの実務」研修会(岐阜県県民ふれあい会
館・183名参加)
12月10日 「安全衛生規程等講習会」(岐阜県水産会館)
平成17年 3月17日 第31回通常総会開催(ウェルサンピア岐阜)



県の「産業廃棄物ものがたり」
体験バスツアーに参加

時局

第2次小泉改造内閣が9月に発足。新聞メディア等の世論調査では、新しい内閣に一番力を
入れてほしいこととして生活の安定や景気問題が8割を占めた。

協会設立20周年記念特集

役員等(15年以上)

白井清三 日本ウェストン株式会社 取締役会長
川合清和 株式会社カワイ工業 代表取締役会長
高井信夫 タカイ商事株式会社 代表取締役社長
野々村清 株式会社野々村商店 代表取締役
野村清晴 フジムラサービス株式会社 代表取締役
山村けい 山村碎石株式会社 取締役

正会員(15年以上)

旦鳥鉱山株式会社
アワハラタイヤセンター有限会社
伊藤建工株式会社
株式会社イビコーポレーション
梅田建設株式会社
大山忠道(大山建材)
各務原衛生株式会社
有限会社河野組
国土整備株式会社
サトマサ株式会社
有限会社三晃開発
三新硝子株式会社
山友木材株式会社
塙浜工運株式会社
住友大阪セメント株式会社岐阜工場
株式会社セイノーマテリアル
株式会社全日本医療サービス
有限会社高井環境
有限会社高原建機
高山清掃事業株式会社
株式会社土屋組
株式会社出倉商店
有限会社東海中河総業
株式会社東海リード
中島清掃株式会社
中日本クリーナー株式会社
名古屋ロード・メンテナンス株式会社
南部運送株式会社
株式会社西尾商店
株式会社西村組
株式会社丹羽組
株式会社橋本

株式会社日吉クレーン工業
富士和商事株式会社
有限会社ブルーボックス
ホームックス株式会社
株式会社星野産商
松田リサイクル株式会社
マルアイ運輸株式会社
株式会社マルタパワーズ
丸文工業株式会社
株式会社丸萬後藤興業
メスキード中部株式会社
株式会社メディスボ
株式会社油研

賛助会員(15年以上)

金子工業株式会社
岐阜県鋳物工業協同組合
岐阜県解体・建廃事業協同組合
岐阜県環境推進協会
社団法人岐阜県建設業協会
社団法人岐阜県建築工業会
財団法人岐阜県浄水事業公社
岐阜県繊維染色公害防止対策協議会
岐阜県生コンクリート工業組合
大日本土木株式会社
株式会社高垣組
内藤建設株式会社
メイラ株式会社関工場

職員(15年以上)

小野祐子

(50音順 敬称略)

産業廃棄物処理分野における温暖化対策について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

地球温暖化は、人間活動による温室効果ガスの排出が原因であるとほぼ断定され、地球規模で真剣かつ緊急に取り組むべき問題となっています。この温暖化対策には、県民、行政、業界が総力を挙げて対応していかなければなりません。

産業廃棄物処理に関わる事業者の方におかれましても、温暖化対策に積極的に取り組んでいただけるよう、環境省が「産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引き」を発行しておりますので、その一部（第1章）をご紹介します。

なお、全文については、環境省HP

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai-wc/full.pdf> をご覧ください。

この手引書では、産業廃棄物処理分野として、事業者が取り組むことのできる行動や対策技術・制度、それらの導入による効果や導入のための支援制度の現状などの情報が取りまとめられており、処理業者が温暖化対策に取り組むうえで有効な資料であるとともに、廃棄物処理に関する温暖化の実態や今後の方向性などが説明されていますので、排出事業者にも有益な資料となっています。

この手引書を活用し、温暖化対策を推進していただきますよう、お願いします。

産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引き

平成21年3月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

目 次

第1章 はじめに

1. 1 本書の目的
1. 2 廃棄物処理分野における温室効果ガス排出の現状
1. 3 産業廃棄物処理分野における温暖化対策の推進

第2章 温暖化対策の基本的な考え方

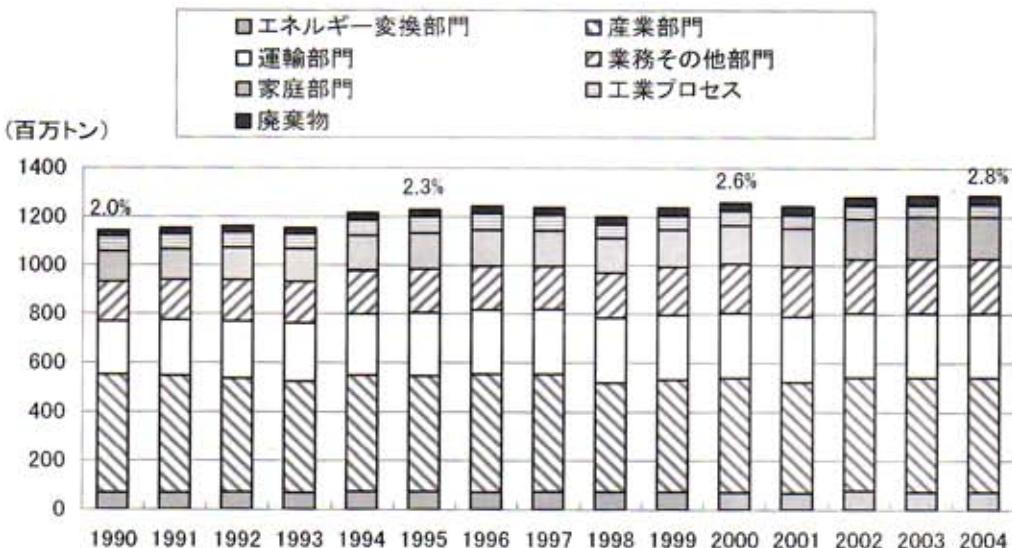
2. 1 温暖化対策を実施する上での考え方
2. 2 温暖化対策を効果的に推進するための精度や方法

第3章 産業廃棄物処理に関する温暖化対策

- (1) 省エネ行動の実施
- (2) 設備で使用する燃料・電力の削減
- (3) グリーン調達
- (4) グリーン電力利用
- (5) E S C O事業
- (6) 省燃費運転の実施
- (7) 車両の運行管理
- (8) 低燃費型車両・低公害型車両の導入
- (9) モーダルシフト
- (10) バイオマス由来燃料への転換
- (11) クリーンエネルギーへの転換
- (12) 余熱利用
- (13) 発電出力・発電効率の向上
- (14) 廃棄物／バイオマス燃料製造
- (15) 分別排出・選別の徹底
- (16) 下水汚泥等焼却炉の高温燃焼化
- (17) 有機性廃棄物の資源化・中間処理
- (18) 準好気性埋立状態の維持
- (19) 埋立地への雨水浸入量削減による施設稼動負荷の低減

■ わが国における廃棄物部門からの温室効果ガス排出量とその推移

わが国における廃棄物部門からの温室効果ガス排出量の推移を以下に示す。京都議定書の基準年である1990年時点では、廃棄物分野の占める割合は全体の2%であったが、その後、少しづつ割合が上昇しており、2004年時点では2.8%となっている。



	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
排出量(百万トン)	排出量全体	1144.2	1153.8	1161.9	1154.6	1214.3	1228.1	1241.0	1236.7	1200.2	1235.7	1256.4	1240.9	1278.7	1286.2	1287.5
(廃棄物分野)	22.7	23.1	24.6	24.2	27.4	28.5	29.9	31.0	31.1	31.6	32.9	33.0	33.0	35.6	36.3	
割合(%)	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.3%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.6%	2.7%	2.7%	2.6%	2.8%	2.8%	

出典：「温室効果ガスインベントリオフィス」における公表値
(<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>)

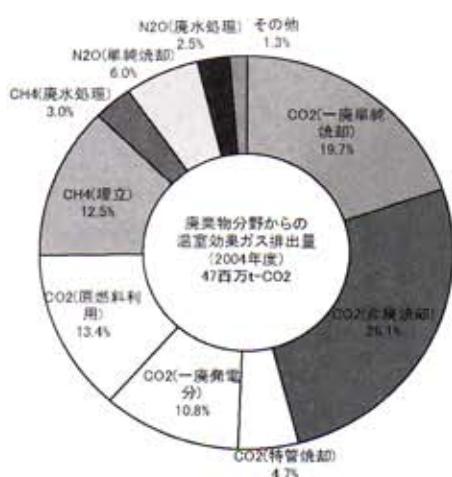
図 1.2.1 温室効果ガス排出量の部門別割合の推移

■ 温室効果ガスの排出量推移

廃棄物分野からの温室効果ガス排出量を図1.2.2に示す。

焼却処理により発生したCO₂が廃棄物分野全体の約4分の3を占めている。

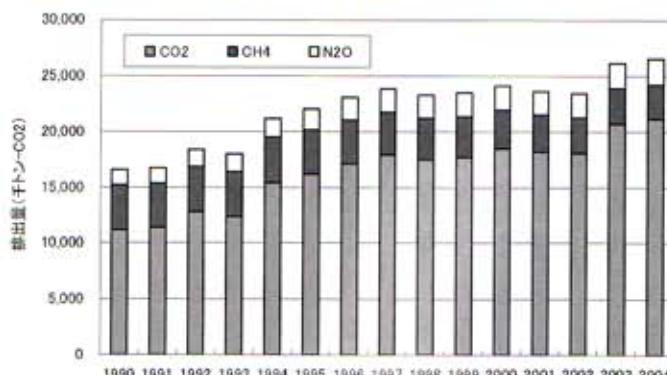
なお、廃棄物発電及び原燃料利用によるCO₂排出量は、廃棄物からエネルギーを回収した際のCO₂排出量で、化石燃料の節約を通じてCO₂削減に貢献しているが、この貢献分は廃棄物部門では表示されず、エネルギー転換部門のCO₂削減として計上される。



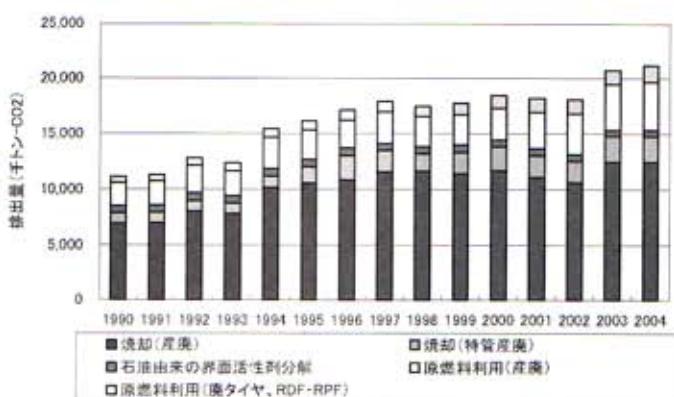
- 「その他」には、「HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）」「PFCs（ハイドロフルオロカーボン類）」「SF₆（六氟化硫黄）」が含まれる。
- 産業廃棄物の焼却によるCO₂排出量には、産業廃棄物の廃棄物発電分が含まれる。

出典：「温室効果ガスインベントリオフィス」における公表値
(<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>)

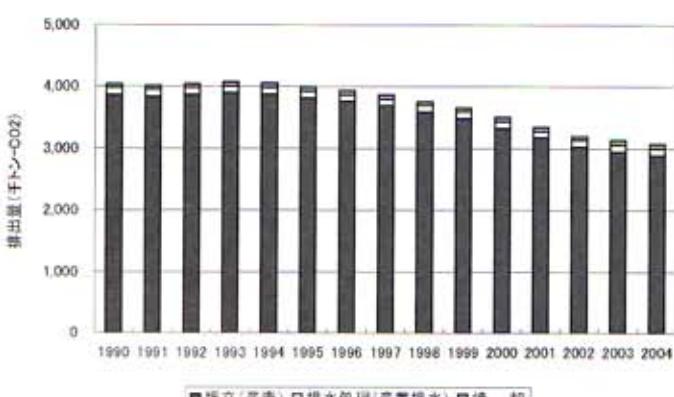
図 1.2.2 廃棄物分野からの温室効果ガス排出量内訳(CO₂換算)

■ 産業廃棄物処理分野における温室効果ガスの種類別排出量推移**<温室効果ガス全体>**

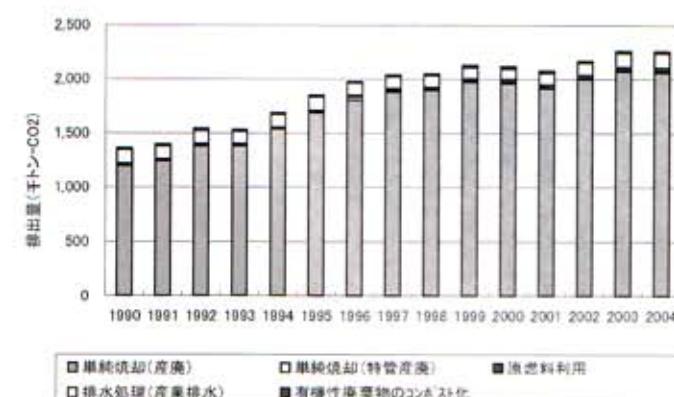
CO₂の排出量割合が約4分の3を占め、もっとも多い。
⇒ CO₂を主な削減対象とする。

**<CO₂>**

焼却による発生が大部分を占める。
また、原燃料利用が増加傾向にある。
⇒ 焼却処理を主な削減対象とする。

**<メタン(CH₄)>**

埋立による発生が大部分を占める。
⇒ 埋立処分を主な削減対象とする。

**<一酸化二窒素(N₂O)>**

焼却(特に下水汚泥)による発生が大部分を占める。
⇒ 焼却処理を主な削減対象とする。

出典:「温室効果ガスインベントリオフィス」における公表値 (<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nirj.html>)

図 1.2.3 産業廃棄物分野における温室効果ガス排出量（値はいずれもCO₂換算値）

1. 3 産業廃棄物処理分野における温暖化対策の推進

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。京都議定書の第1約束期間（2008～2012年）が2008年にスタートし、温暖化対策は、国民、行政、業界が総力を挙げて緊急に取り組むべき課題となっている。

産業廃棄物処理業は、国民の生活環境の保全と循環型社会形成の推進を図り、国民の安全安心を支える公益性の高い環境保全事業である。温暖化対策については、健全な経営基盤のもとで本来の業の意義・目的を追求し営むことを前提として、できるところから対策を着実に推めていくことが求められている。

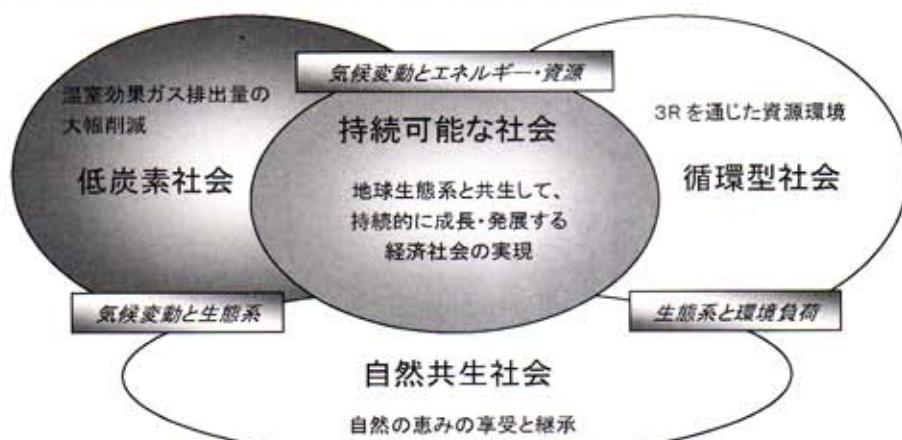
対策の実施にあたっては、国・地方、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者の協働が重要であり、特に排出事業者と連携した3Rの推進が温暖化対策となることも多く、積極的に取り組むことが望まれる。

【解説】

産業活動を通じて発生した廃棄物の適正処理と再資源化を担う産業廃棄物処理業は、国民の生活環境の保全と循環型社会形成の推進を図る上で必要不可欠であり、国民生活の安全安心を支える公益性の高い事業である。

一方、「21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）」において、地球温暖化問題は、人間の安全保障の問題とも密接に関連し、人類が直面する最大の試練とされ、わが国においても市民、産業界、自治体、国等関係者が協働し、危機意識を持って、これまでの取組みをさらに推し進めることが必要となっている。

本質的に環境保全事業である産業廃棄物処理業は、健全な経営基盤のもとで営まれるべきものであり、温暖化対策についても、本来の意義や目的、経営基盤を損ない健全な経営に支障を来たすようなことがないよう十分に留意しつつ、持続可能な社会に向けた取組みとして積極的に取り組んでいくことが求められている。3Rの取組みは温暖化対策につながる場合も多く、これらの活動をさらに推し進めていくことが望ましい。



出典：「21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）」（環境省）p.4

図 1.3.1 21世紀環境立国戦略のイメージ

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定める京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）においては、廃棄物処理における取組について、以下のようにまとめられている。

エネルギー起源CO₂：上下水道・廃棄物処理における取組

廃棄物処理においては、廃棄物処理施設における廃棄物発電等エネルギー利用を更に進めるとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進、ごみ収集運搬車へのBDF（Bio Diesel Fuel）の導入などの車両対策の推進を行う。

非エネルギー起源CO₂：廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進めることにより、廃棄物の焼却の処理に由来する二酸化炭素の排出削減を進める。

メタン(CH₄)：廃棄物の最終処分量の削減等

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進めることにより、埋立等の処理に由来するメタンの排出抑制を進める。加えて、処理体制の強化、優良処理業者育成等により、産業廃棄物の不法投棄を削減することで、これに伴うメタン排出の削減を図る。

一酸化二窒素(N₂O)：下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化

下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化により、焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。このため、下水処理場における下水汚泥の燃焼の高度化について基準化し、実施の徹底を図る。また、産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進める。

低炭素社会への転換の「支援者」

国、地方自治体

低炭素社会転換のための支援

天然資源の投入

生産
(製造、運搬等)

消費

廃棄

低炭素社会の「理解者」

消費者

リサイクル品の積極的な利用

低炭素社会の「実践者」
産業廃棄物処理業者
低炭素社会への積極的な関与

処理(リサイクル、焼却等)

最終処分(埋立)

低炭素社会へ社会を動かす「起点者」
排出事業者
排出抑制・リサイクルへの要求

出典：「循環型社会白書」平成17年版に加筆

図1.3.2 温暖化対策における各関係主体のかかわり

恵那地域における環境創出協定について

岐阜県東濃振興局恵那事務所

県では、一層の環境負荷の削減を目指し、豊かで快適な環境創出を目的として事業者、市町村及び県の3者による「環境創出協定」の締結を推進してします。

現在、県下で7事業所が本協定を締結していますが、そのうち恵那地域の2事業所についてその概要を紹介します。

〈環境創出協定の特徴〉

- 従来の地域的な公害防止対策に、微量有害化学物質対策、廃棄物対策、地球環境保全対策を追加したこと。
- 従来の事業者と市町村の2者協定に県も当事者として加わった3者協定であること。
- 事業者の維持管理目標値や将来目標値を設定していること。

事業者が設定した目標値に対して、市町村及び県は事業者の現状、地域住民の要望、目標達成の可能性などを総合的に勘案したうえで、第3者の立場で審査をします。
- 前記の目標達成に向け、事業者は「環境創出行動計画」を策定し、自主測定などにより達成状況を把握し、その結果を「環境創出活動報告書」として作成すること。
- 協定内容、環境創出行動計画及び環境創出活動報告をインターネットで公開すること。



〈期待される効果〉

事業者のより一層の環境負荷削減により、快適な環境の創出が期待されるとともに事業者の環境への自主的、積極的は取組みと情報開示により、地域住民はもちろん、取引先、消費者からも良い評価を受け事業者の信頼向上が期待されます。

今後も、恵那事務所では恵那地域の主要企業に対して、より積極的な環境保全を促すため、恵那市・中津川市と協働して本協定の締結を推進していきます。

■リコーエレメックス(株)恵那事業所【第2号】

○ 会社概要

所在地 恵那市長島町中野1218-2
操業 1964 (昭和39)年

○ 事業内容

OA周辺機器等製造販売業

○ 協定内容の特徴

二酸化炭素排出量の削減

2006 → 2010年度 6%削減

廃棄物発生量の削減

2006 → 2010年度 15%削減

- ・2010年度に自然エネルギーの導入
- ・地域環境保全活動への積極的参加
- ・恵那市生涯学習講座「出前講座」に登録し、小中学校生徒及び各種団体への環境教育の実施

締結日 平成17年3月18日

締結更新日 平成20年3月18日



地域環境保全活動



締結日 平成21年2月27日

■アイカ電子株【第7号】

○ 会社概要

所在地 恵那市山岡町馬場山田和田
1465-2

操業 1984 (昭和59)年

○ 事業内容

プリント配線基板製造

○ 協定内容の特徴

二酸化炭素排出量の削減

2007 → 2010年度 5%削減

廃棄物発生量の削減

2007 → 2010年度 5%削減

- ・工場屋根の遮熱塗料の塗布による冷房負荷低減
- ・窓に遮熱フィルムの貼り付けによる冷房負荷低減
- ・デマンド抑制(電力消費量が基準値を超えた場合強制的に戻す)による電力抑制



電力デマンド装置制御盤

わがまちの産業廃棄物問題とその対策



自然と人が共生し、
快適でこころふれあうまちづくり

本巣市長 藤 原 勉

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆さまには、日ごろより環境行政の推進につきまして格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は、本巣町、真正町、糸貫町及び根尾村の3町1村の合併により平成16年2月1日に誕生した人口35,000人余りの市であり、能郷白山を源とした根尾川が流れ、田園風景の広がる豊かな自然に恵まれたまちで、地形は南北に細長く、北部は森林地帯、南部は平坦地域であり、総面積は375km²で86.3%が山林となっています。

本市における一般廃棄物の総排出量は、10,600トン強で年々増加傾向となっており、特に近年大型店の進出により、事業系可燃ごみの割合が増加致しております。

こうしたことから、平成20年度に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改訂し、その対応と致しております。ごみの処理は、燃やす、埋めるでは、限界に近い状況となっており、市民、事業者、行政が一体となった取り組みが必要であり、ごみの分別の徹底はもとより、リサイクル活動の強化や発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の意識を高めていくことが求められています。また、ごみ処理費の削減に向けた取り組みを進めるなどごみの収集・処理体制の整備を行っていくこととしています。

一方、家電4品目を中心とした廃棄物の不法投棄が増加傾向となっております。このような諸問題の解決や、産業の発展と良好な生活環境を守るために、今後におきましても貴協会のご協力を賜りますよう申し上げる次第であります。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

<(社)岐阜県産業環境保全協会>

○理事会の開催

平成21年度第3回理事会が、平成21年8月31日(月)に「県民ふれあい会館」において開催されました。

理事会では、最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- (社)全国産業廃棄物連合会第25回通常総会(6月19日開催)
- 中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議(6月23日開催)
- 平成21年度中部地域協議会第1回全体会議(7月17日開催)
- (社)全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議(8月7日開催)

(2) 委員会報告

- 各委員会(7月22日、23日開催)の審議結果

(3) 青年部会報告

- 役員会(5月27日、6月24日開催)、中部ブロック協議会の幹事会(6月4日、7月8日開催)、全国協議会の青年部協議会第10回通常総会(7月23日開催)及び青年部会報「未来人」の発行

(4) その他

- 産業廃棄物対策基金の運用状況について

続いて、次の2議案について審議が行われ、いずれの議案も全会一致で可決承認されました。

第1号議案 協会設立20周年記念事業について

第2号議案 新規加入会員の承認について
その他に、次のことについて説明が行われ

ました。

- (1) 協会設立20周年記念事業「新聞広告」について
- (2) 協会設立20周年記念事業「会報第80号(特集号)」について
- (3) 平成22年協会カレンダーの作成について



第3回理事会

○委員会の開催

平成21年7月22日(木)と23日(木)に総務委員会等、4つの委員会が、新しく設けられた「協会会議室」で開催されました。各委員会では、委員長、副委員長が互選された後、それぞれ次の事項について協議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

第2回研修指導委員会(7月22日 午前)

(協議事項)

- 施設見学について
- 法令研修会の開催について
- 平成21年度実務者研修会について

第2回総務委員会(7月22日 午後)

(協議事項)

- 協会設立20周年記念事業(感謝状)について
- 安全衛生研修会の開催について

第2回適正処理委員会(7月23日 午前)

協会だより

(協議事項)

- 巡回指導・パトロールについて

第2回広報編集委員会(7月23日 午後)

(協議事項)

- 協会報「ぎふ環境保全(特集号)」第80号の編集方針について
 - 協会カレンダーの作成について
- なお、各委員会の委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりです。

委員会名	区分	氏名
総務	委員長 副委員長	清水道雄 鈴村兼利
研修指導	委員長 副委員長	丹羽武 山田輝幸
広報編集	委員長 副委員長	野村清晴 山口繁
適正処理	委員長 副委員長	粥川長司 木村虎男

○巡回指導・パトロールの実施

平成21年9月10日(木)と17日(木)に、当協会の自主事業として西濃圏域と東濃圏域の巡回指導・パトロールを実施しました。

この事業は、協会適正処理委員会(粥川委員長)が、適正処理の一層の向上を図るために、委員による指導・調査チームを編成して会員の処理施設等を訪問指導し、併せて周辺地域のパトロールを行い、不法投棄の防止に努めることを目的に実施しています。

- 西濃圏域(9月10日)

(訪問施設)

- (株)研木村(大垣市)

- (有)ナカタツ環境(大垣市)

- 西濃振興局

(訪問者)

粥川委員長 木村副委員長

杉下委員 丁委員 堀委員

広瀬専務理事 長谷部事務局長

- 東濃圏域

(訪問施設)

- (株)マルエス産業(土岐市)

- (有)薩南(瑞浪市)

- 東濃振興局

- 東濃振興局恵那事務所

(訪問者)

粥川委員長 木村副委員長 石田委員

広瀬専務理事 長谷部事務局長



巡回指導・パトロール

○青年部会の動向

- 第4回役員会(8月26日)

岐阜市内で開催し、2名の新規入会を承認しました。

- 視察研修(9月10日、11日)

松山市内で、オオノ開発(株)の大規模な処分場等を視察した後、四国ブロック青年部との交流会に臨みました。石原会長はじめ11名が参加しました。

- 第5回役員会(9月16日)

一宮市内の「いなせ寅」衛門で開催し、朝礼にも参加して良質なサービスを提供するための努力に触れることができました。

- ・中部ブロック幹事会(7月8日)
- ・中部ブロック第1回勉強会(8月28日)
- ・中部ブロック交流事業(9月30日)

〈社）全国産業廃棄物連合会〉

○全国正会員事務局責任者会議の開催

平成21年8月7日(金)に、(社)全国産業廃棄物連合会と各正会員事務局との意見交換等を行うことを目的として、全国正会員事務局責任者会議が東京都内の「虎ノ門バストラル新館」で開催され、当協会からは広瀬専務理事が出席をしました。会議では、次のことについて協議や意見交換が行われました。

- (1) 廃棄物処理法見直しに関する最近の動向について
- (2) 平成21年度教育・研修事業について
- (3) 「収集運搬業における社内管理体制構築」及び「労働安全衛生への取組」の推進について
- (4) 法人名称に関するアンケート結果について
- (5) 公益法人制度改革に伴う移行について
他

〈中部地域協議会〉

○第1回全体会議の開催

平成21年7月17日(金)に平成21年度中部地域協議会第1回全体会議が四日市市内の「四日市シティホテル」で開催され、次の議題について協議が行われました。当協会からは、坂理事長、清水副理事長、粥川適正処理委員長及び広瀬専務理事が出席しました。

- (1) 平成20年度事業報告及び収支決算報告について

- (2) 廃棄物処理法の改正の動向について
- (3) 公益法人改革の状況について 他

○第2回専務理事会議の開催

平成21年9月30日(木)に、当協会の担当で平成21年度第2回中部地域協議会専務理事会議が「岐阜県水産会館」1階の当協会会議室で開催されました。当協会からは、広瀬専務理事、長谷部事務局長が出席しました。会議では、次の議題について協議されましたが、会議に先立ち岐阜市産業廃棄物特別対策課の案内で岐阜市椿洞の産業廃棄物不法投棄現場を視察しました。

- (1) 公益法人制度改革への対応について
- (2) 推薦依頼の取扱について
- (3) 夏期休暇の状況について 他



産業廃棄物不法投棄現場視察

〈産業廃棄物処理関係講習会の実施状況〉

平成21年度講習会のうち、9月8日(火)には、「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」が開催され124名、9月9日(水)には、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」が開催され123名の方が受講されました。講習会は、いずれも岐阜市内の「県民ふれあい会館」で行われました。

新規加入会員の紹介

平成21年8月31日に開催された第3回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員代表者名	住電話番所号	業の区分	備考
株式会社 柳生産業 代表取締役 柳生 隆之	〒484-0061 愛知県犬山市前原西町13-2 ☎0568-62-8370	収集運搬業	

(参考) 会員の状況

会員区分	7月1日現在	入会数	退会数	10月1日現在	増減
正会員	358	1	5	354	△4
賛助会員	90	0	1	89	△1
特別会員	2	0	0	2	0
合計	450	1	6	445	△5

変更届について（お願い）

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いします。

〔連絡先〕 〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12（岐阜県水産会館内）

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL 〈058〉 272-9293 FAX 〈058〉 272-6764

産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

<協会への入会のおすすめ>

— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

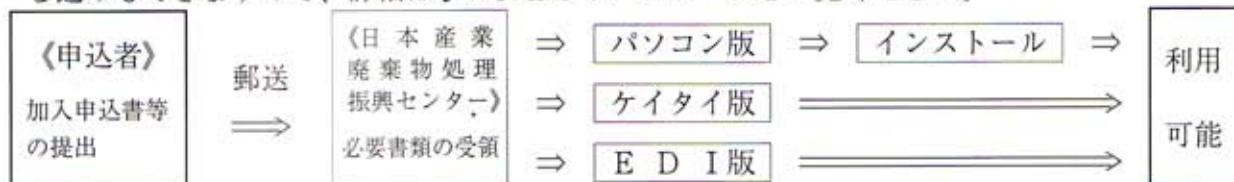
TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

<電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み>
——事業者のマニフェスト事務の効率化のために——

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- ・排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- ・収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- ・処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

○ 利用料金

【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)	少量排出事業者 団体加入料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基本料(年額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)	60円(税抜き)

【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能 のみ利用	処分報告機能 + 2次登録機能の利用	
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基本料(年額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで12,500円(税抜き)
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10 円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

○ 問い合せ先

・(社)岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

・(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(サポートセンター)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階

TEL 03-5811-8296 FAX 03-5811-8277

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> Eメールアドレス info@jwnet.or.jp

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」をご記入いただきます。）
- 発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- ・ 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
- ・ 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
- ・ 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。

☆ 産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同時に届けいたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058（272）9293

FAX 058（272）6764

社岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	單票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	單票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設八団体副産物対策協議会発行	單票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒 -

住 所

会 社 名

*事務局記入欄

支払	振込 No
方法	現 金
整 理	

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

印

電 話 番 号

FAX番号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村清晴

副委員長 山口繁

天池孝一 兼 松誠吾 川合秋男 川合清和

野々村清 渡邊浩章

編集顧問

大野安一

編集後記

本協会が設立されたのは、平成元年4月11日で今年満20年を迎えたのは、関係者にとって誠に感無量の思いがあるものと存じます。その間、幾多の試練があったものの、関係各位のご尽力によって発展、成長を見ている今日、慶祝の限りであります。

本会報も、第1号が平成元年7月20日に発行されています。その内容は、協会が設立された概要が主なもので、形もタブロイド版の貧弱なものでしたが、翌年にはB5版の冊子になっており、その当時の意気込みが感じられます。これからも先輩諸氏の功績を糧とし、なお一層の研鑽に励んで業界のお役に立ちたいものと念願しています。

さて、この稿を草しているのは、文字どおり真夏の決戦とも言われた第45回衆議院選挙の結果が出た翌日であります。民主党の圧倒的勝利を報ずる大きな活字が躍っている新聞を見ていて、ふと、思うことあってパソコンを立ち上げました。それは幕末にあって、時の日本が未曾有(みぞうゆうではありません)の国難を迎えようとしている時代に活躍した出色の賢人の言葉を思い出したからであります。

その賢人とは、美濃岩村藩の家老であった佐藤一斎先生であり、その薰陶を受けた数多くの門下生やその後継者が、その後の日本を正しく導くのに活躍しているのであります。一斎先生の思想、信条は、言志四録に纏められ、今なお多くの人々に愛読され、各界指導者の修養の資料となっています。

本稿には慣例として[言葉の宝石]を末尾に記載していますが、あまりにも歴史的な政治変革を目の当たりにして、この際こそ、一斎先生の金言の一文をご紹介したいと思います。

[天に事うる心]

凡そ事を作すには、須らく天に事うるの心有るを要すべし。人に示すの念有るを要せず。
(その意味)

すべて事業をするには、天(神または仏)に仕える心をもつことが必要である。人に示す気持があつてはならない。という意味である。

ほとんどの政治家は、国民のため、地域(選挙区)のために働くといって当選していくが、決して特定の国民や選挙区だけの利益のための政治であつてはならない、と戒められている言葉と考えます。我々の業界にあっても、天に仕える心で事業運営に当たりたいものと思考します。

記 Y.O

平成21年10月29日発行

第80号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂志郎

〒500-8384 岐阜市萩田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozon/>

印刷共和 印刷株式会社



協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661



自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会